

労働力調査の結果を見る際のポイント No.2

週間就業時間と祝日

労働力調査では、週間就業時間について、月末 1 週間（ただし 12 月は 20～26 日）に実際に仕事に従事した時間として調査しています。このため、月末 1 週間に祝日やその振替休日が含まれる場合（4 月、9 月、11 月及び 12 月が該当）、週間就業時間の結果の利用に当たっては注意が必要です。

特に、年により月末 1 週間の休日数や曜日構成が変動しますので、週間就業時間別の就業者数や平均週間就業時間等の対前年同月増減をみる際には注意が必要です。また、年平均結果は各月末の調査結果を単純平均して算出することから、休日数や曜日構成が変動する影響が年平均結果にも出ることがありますので注意が必要です。

例えば、平成 20 年 4 月は 27 日が日曜日、29 日が祝日の火曜日で、28 日、30 日が平日でしたが、前年の 19 年 4 月は 29 日が祝日の日曜日、30 日が振替休日でした。19 年、20 年とも平日が 4 日、土曜日が 1 日、休日が 2 日と同じ曜日構成ですが、仮に 20 年は休日の谷間となった 4 月 28 日に有給休暇等を取得した場合、調査期間中の休日数は 20 年 4 月の方が 19 年 4 月よりも多くなります。

平成 19 年 4 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

平成 20 年 4 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			